

単独有期事業を労働保険料の口座振替納付制度の対象とする ことについて

1. 趣旨

労働保険料及び一般拠出金（※1）の納付については、事業主の利便性等を考慮し、口座振替制度が設けられている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第21条の2）が、単独有期事業（※2）については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第38条の4により、これまで、その対象に含まれていなかった。

※1 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第35条第1項の一般拠出金をいう。

※2 単独有期事業とは、例えば建築工事やダム工事などの建設の事業、立木の伐採の事業といった、事業の期間が予定される事業（有期事業）のうち、単独で労働保険関係が成立する事業のことをいう。

今般、昨年の省内事業仕分けを踏まえ、口座振替制度の対象を全事業主に拡大するに当たり、単独有期事業についても、労働保険料の納付を口座振替制度の対象とすることは、事業主の利便性の向上等に資する（年間で最大4回の納付回数が存在し、かつ、複数年度にわたる延納もあり得る。）と考えられることから、平成23年度第3期納付分（平成24年2月14日振替）の保険料から、新たに口座振替制度の対象とすることとする。

2. 内容

単独有期事業について、今後は、徴収則第38条の4に規定する口座振替納付の対象とすることとし、そのために必要な改正を行うこととする。

3. スケジュール（予定）

公布・施行：平成23年12月下旬

参照条文

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）（抄）

（口座振替による納付等）

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料（以下この条において単に「労働保険料」という。）の納付（厚生労働省令で定めるものに限る。）をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 （略）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）（抄）

（口座振替による納付）

第三十八条の四 法第二十一条の二第一項の厚生労働省令で定める納付は、納付書によつて行われる法第十五条第一項の規定により納付すべき労働保険料及び法第十八条の規定により延納する場合における法第十五条第一項の労働保険料並びに法第十九条第三項の規定により納付すべき労働保険料（有期事業以外の事業に係るものに限る。）の納付とする。